

## 独立行政法人海上災害防止センター 平成15年度計画

### 1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### (1) 組織運営の効率化の推進

石油公団が独立行政法人化されることに伴い、国家石油備蓄会社から受託している国家石油備蓄基地の排出油防除資機材の維持体制について、より効率的な体制とする必要が生じたことから、函館、佐世保及び鹿児島 の 3 支所における国家石油備蓄基地の排出油防除資機材の維持管理及び訓練業務について検討し、検討結果に基づき支所の配置等について見直しを行う。

#### (2) 業務運営の効率化の推進

一般管理費について、事務所借料を削減するため主たる事務所を移転する。

事業費について、経費を削減するため国家石油備蓄基地の排出油防除資機材の維持体制の見直しを行う。

#### (3) 関係機関等との連携の強化

水島、大分において、それぞれの地域の沿岸海域災害対策協議会及び地区石油コンビナート等特別防災区域協議会他が主催する訓練が予定されているため、これらの地域の訓練に合わせて油回収装置の運用訓練を実施し、関係機関との連携を強化する。

#### (4) 防災措置業務を、より効率的かつ効果的に実施するための方策について、検討会を設置し、素案の策定を行う。

### 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### (1) 海上防災措置実施事業

平成15、16年度で、油回収装置を配備している全国10基地（横須賀、四日市、和歌山下津、大阪泉北、姫路、水島、松山、徳山下松、関門、大分）について、作業船の手配、油回収装置の運用、回収油の輸送及び一時貯蔵、最終処分等を含め、各地域の実状に合わせて一環したシステムを構築することとし、平成15年度は、船舶の輻輳する主要航路を抱える東京湾の横須賀基地及び瀬戸内海東部の姫路基地について、マニュアル化を行うとともに、関係者に対して事前に周知する。

契約防災措置実施者の能力の向上

ア 契約防災措置実施者に対する訓練

実施予定なし。

(注)平成15年6月に、28名の監督職員の研修を実施済み。

#### イ 巡回研修会

茨城、岡山の2箇所において巡回研修会を行い契約防災措置実施者の能力向上を図る。

(注)平成15年4月～9月末の間に、山形、福井、長崎において実施済み。

### (2) 機材事業

全国33基地に配備してあるオイルフェンス等の排出油防除資材について、毎月保管状態を目視点検し、不具合が発見された場合には修理等を行い緊急時の使用に備える。また、全国10基地に配備してある油回収装置等について、毎月各装置の作動確認及び手入れを実施し、不具合が発見された場合には修理等を行い緊急時の出動に備える。

排出油防除資材を管理している19基地において搬出訓練を、油回収装置を管理運用している5基地において運用訓練を行う。

(注)平成15年4月～9月末の間に、排出油防除資材については14基地(室蘭、函館、新潟、伊良湖、四日市、尾鷲、上五島、福井、久慈、むつ小川原、串木野、秋田船川、関門、大阪泉北)、油回収装置については5基地(四日市、和歌山下津、大阪泉北、関門、松山)において訓練を実施済み。

### (3) 海上防災訓練事業

#### 訓練の重点化

海上防災訓練の実施については、船員法の規定に基づくタンカー乗組員に対する訓練に重点をおいて計画し、期間中に標準コース(5日間)を5回、消防実習コース(2日間)を4回それぞれ開催する。

標準コース5日間のうち2日間を消火実習として消火実習に主体をおいた計画とし、1日は油火災消火実習、他の1日はガス火災消火実習としている。また、消防実習コース(2日間)についても同様に油火災消火実習及びガス火災消火実習をそれぞれ1日ずつとしている。

#### 有益な訓練の実施

5回の標準コースについて、訓練参加者に対して訓練終了後にアンケートを実施する。平成15年度末にアンケートの結果を取りまとめ、分かり易い講義であったかどうか等について評価を行った上で、講義方法の改善等を行う。また、評価結果を踏まえた改善等を行うことにより、次年度において当該訓練が有益な訓練であるとの評価を70%以上の参加者から得られるようにする。

更に、評価結果及び評価結果を踏まえた改善等については、独立行政法人評価委員会の評価を受ける。

#### (4) 調査研究等事業

受託事業として「危険物の海上輸送時の事故対応策の研究（HNS標準防除手法調査等に係る業務）」、日本財団助成事業として「流出油事故対応のための一般資機材及び複合的な防除手法に関する調査研究」及び「杉樹皮製油吸着材の有効利用及び微生物分解処理技術に関する調査研究」を実施する。

日本財団助成事業については、調査研究の成果をホームページ上で公開し、成果の普及・啓発を図る。

#### (5) 国際協力推進事業

東南アジア諸国関係官庁の防災担当者及びその他開発途上国関係機関の防災従事者等向けに、流出事故に対応する緊急時計画策定支援を盛り込んだ国際海事機関のカリキュラムに準拠した訓練内容等で構成する外国人研修(2週間)を1回実施し、海上防災に関する知識・技能を移転する。

外国人研修について、訓練参加者に対して訓練終了後にアンケートを実施する。訓練終了後にアンケートの結果を取りまとめ、訓練内容がニーズを踏まえたものであったか、また、分かり易い講義であったかどうか等の評価し、評価結果を委託元に報告することにより、事業計画への反映に努めるとともに、講義方法の改善等を行う。また、評価結果を踏まえた改善等を行うことにより、次年度において当該訓練が有益な訓練であるとの評価を70%以上の参加者から得られるようにする。

更に、評価結果及び評価結果を踏まえた改善等については、独立行政法人評価委員会の評価を受ける。

### 3. 予算、収支計画及び資金計画

#### (1) 自己収入の確保

出資金及び出えん金を地方債等で運用し利息収入を得る他、国家石油備蓄会社からの排出油防除資機材の維持業務、危険物の海上輸送時の事故対応策の調査研究、地域緊急時計画策定支援事業、石油連盟からの資機材の保管・定期点検事業及び油汚染対策推進研修会開催事業の受託事業収入、並びにタンカーに対する消防船の警戒料、船舶所有者等に対する資機材備付証明書発行料及び船員等の訓練参加者からの受講料等により自己収入を確保する。

## (2) 予算（人件費の見積りを含む。）

平成15年度予算

（単位百万円）

区 別	防災措置業務勘定	その他業務勘定	合 計
収 入			
運営費交付金	0	0	0
施設費等補助金	0	0	0
受託・手数料収入	256	510	766
その他	15	41	56
繰越金（注）	162	541	703
計	432	1,091	1,523
支 出			
業務経費	0	0	0
施設整備費	0	0	0
受託経費	226	320	546
一般管理費	66	198	264
その他	0	20	20
翌年度への繰越金	140	554	694
計	432	1,091	1,523

（注）海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成14年法律第185号）附則第2条第6項及び第7項の規定により、海上災害防止センターから承継したもの。

各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

[ 人件費の見積り ]                    年度中総額195百万円を支出する。

[ 運営費交付金の算定方法 ]    該当なし。

## (3) 収支計画

平成15年度収支計画

（単位百万円）

区 別	防災措置業務勘定	その他業務勘定	合 計
費用の部	305	623	928
経常費用	305	621	926
防災費	102	0	102
防災業務管理費	19	0	19
機材業務管理費	0	2	2

機材業務費	0	81	81
消防船業務費	0	136	136
消防船建造費	0	0	0
訓練業務費	0	70	70
調査研究業務管理費	0	1	1
調査研究業務費	0	16	16
受託業務管理費	105	15	120
指導助言費	0	0	0
一般管理費	66	198	264
減価償却費	13	104	117
財務費用	0	3	3
臨時損失	0	0	0
収益の部	284	590	874
運営費交付金収益	0	0	0
手数料収入	104	470	574
受託収入	152	40	192
寄付金収益	0	23	23
資産見返負債戻入	13	40	53
その他	14	18	32
臨時利益	0	0	0
税引前純利益（ 税引前純損失）	22	32	54
法人税、住民税及び事業税	0	6	6
法人税等調整額	0	0	0
純利益（ 純損失）	22	38	60
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益（ 総損失）	22	38	60

（注）各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

#### (4) 資金計画

平成15年度資金計画

（単位百万円）

区 別	防災措置業務勘定	その他業務勘定	合 計
資金支出	432	1,091	1,523

業務活動による支出	292	518	810
投資活動による支出	0	0	0
財務活動による支出	0	20	20
翌年度への繰越金	140	554	694
資金収入	432	1,091	1,523
業務活動による収入	270	551	821
運営費交付金による収入	0	0	0
受託・手数料収入	256	510	766
その他の収入	15	41	56
投資活動による収入	0	0	0
施設費による収入	0	0	0
その他の収入	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0
繰越金（注）	162	541	703

（注）海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成14年法律第185号）附則第2条第6項及び第7項の規定により、海上災害防止センターから承継したものの。

各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

#### 4．短期借入金の限度額

排出油防除措置に必要な額として、1,100百万円を短期借入金とする。

#### 5．重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし。

#### 6．剰余金の使途

剰余金は予定していない。

#### 7．その他主務省令で定める業務運営に関する事項

##### (1) 施設・設備に関する計画

施設・設備の修繕の予定なし。

（注）平成15年4月から9月末の間に、訓練船1隻の中間検査及び消防船2隻の上架修理実施済み。

(2) 人事に関する計画

方針

職員の配置に関して、油流出事故及び船舶火災等に対応する防災業務、船員等に対する訓練業務、消防船及び油回収装置等の維持管理業務、海上防災に関する調査研究業務、その他の業務を行うに当たり適正な人事配置とする。

人員計画

年度末の常勤職員数を年度当初と同数とする。

(参考1)

(1) 年度当初の常勤職員数	30人
(2) 年度末の常勤職員数	30人

(参考2)

平成15年度の人件費総額見込み 195百万円